平 成 ２ ５ 年 度

中国地方整備局新技術歩掛動向調査

実施要領

国 土 交 通 省

中 国 地 方 整 備 局

1. 調査目的

この調査は、現場の施工実態をモニターし、速やかに暫定歩掛の見直し等を行うために実施するものである。

2. 調査対象

調査の対象は、平成25年度に中国地方整備局管内で発注している工事のうち、スーパーテールアルメ工法またはブロックマット工法を発注者指定型で施工する工事とする。

3. 調査担当および実施

調査は、原則として中国地方整備局の河川・国道事務所等において、職員（当該事務所の担当者もしくは対象工事の監督職員等（業務委託員も含む））が調査を担当・実施するものとする。

なお調査の一部を施工業者に依頼して行わせる場合は、その旨を当該工事の特記仕様書等に明記し、必要経費は費目を工事費として、共通仮設費の技術管理費に「施工調査費」として計上する。

4. 調査期間

調査は、現在施工中またはこれから施工する工事を対象とし、調査期間は平成26年3月31日までとする。

※調査期間は調査表の提出期限ではありません。調査対象工法の施工が完了し、調査表を記入した後、速やかに調査表の提出をお願いします。

新技術歩掛動向調査の実施に
あたっての注意事項等

１．調査の実施および調査票の作成

１－１　一般事項

（１）調査は、各調査要領に従って行う。
（２）調査にあたり疑問等が生じた場合は、監督職員等の指示に従うものとする。
（３）データの丸め方については、四捨五入を原則とする。
（４）日当り施工時間、日当り施工量については、小数点以下第2位を四捨五入し、小数第1位とする。
（５）データシートが不足な場合は、複写して使用するものとする。

１－２　現場調査の実施

調査の実施においては、現場調査実施要領に基づき実施するものとする。

２．用語の定義

この調査実施要領に用いる用語の定義は、下記を標準とするものとする。

（１）供用日数

供用日数とは、機械を目的作業のために工事現場に搬入した日から、工事の完了に伴い工事現場より搬出するまでの通算した日数に当該機械の搬入・搬出に要する日数を加えた日数であり、以下のとおりとする。

イ）機械の運転日
ロ）土曜・日曜、祝祭日などで作業のできない日
ハ）悪天候で作業のできない日
ニ）工事現場における機械の整備（オーバーホールその他これに準じる整備を除く）、修理または消耗部品交換に要する日
ホ）工事現場における機械の組立および解体の日
ヘ）法令に規定、契約による約定、その他工事施工上の必要または工事発注者の都合によって、機械が工事現場に拘束される日

なお、本工事（調査対象工事）のために必要な日数であり、前工事が終了したために持ち込んだとか、次の工事までに日数があるため存置するなどは、供用日数に含めないのでくれぐれも注意を要する。

（２）運転日数

運転日数とは、運転時間の多少に関わらず、目的作業のために機械が実際に運転される日を通算した日数である。

（３）運転時間

運転時間とは、機械を目的作業のために使用される時間であり、以下のとおりとする。

イ）機械の実作業時間
ロ）目的作業のための自走時間
ハ）目的作業に伴うエンジンの空転時間
ニ）組合せ施工における一時的な作業待時間、クレーンやウインチ等で荷物を吊ったままの工程待時間、他の交通との交差による一時停止時間、その他僅かな工程待時間

運転時間は、一般に機械の実作業時間より大きい値となるが、オペレータの拘束時間までには至らない。

（４）排出ガス対策型建設機械

「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1日付け国総施第225号大臣官房技術審議官通達）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規定（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号）」または「第３次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号、最終改正平成23年7月13日付け国総環リ第1号大臣官房技術審議官通達）」により国土交通省が定めた排出ガス基準値を満たしたとして指定された建設機械もしくは「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年5月25日法律第51号）」（以下「オフロード法」）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車のことをいう。

指定ラベルに「'91基準値排出ガス対策型」と記載されているものについては１次基準値適合機械、「第２次基準値排出ガス対策型」と記載されているものについては２次基準値適合機械、「第３次基準値排出ガス対策型」と記載されているものについては３次基準適合機械として取り扱う。

また、オフロード法基準適合表示または少数特例表示に「特定特殊自動車　排出ガス基準適合車」、「特定特殊自動車　少数特例基準適合車」または「特定特殊自動車　軽油　少数特例２００６年基準適合車」と記載されているものについては第３次基準値適合機械と同等と取り扱い、「特定特殊自動車　軽油　排出ガス２０１１年基準適合車」または「特定特殊自動車　軽油　少数特例２０１１年基準同等適合車」と記載されているものについては、前記３次基準値適合機械とは区別して取り扱うものとし、本調査では2011年基準適合車として取り扱う。

なお、排出ガス対策型建設機械指定制度に基づき指定されている型式の一覧は国土交通省のホームページに、オフロード法に基づき型式指定等されている型式の一覧は環境省のホームページにそれぞれ掲載されているので、そちらも参考とされたい。

国土交通省
[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_fr_000002.html]

ナンバーを取得している特殊自動車であって、平成15年の排出ガス規制に適合した特殊自動車（自動車検査証の型式欄に2桁の識別記号(SA-,SB-,SC-,SD-)が記載）は、第2次基準値の排出ガス対策型建設機械と同等として、平成18年、19年、20年の排出ガス規制に適合した特殊自動車（自動車検査証の型式欄に1桁目がJ,E,Kの3桁の識別記号が記載）は第3次基準値の排出ガス対策型建設機械と同等として、平成23年以降の排出ガス規制に適合した特殊自動車（自動車検査証の型式欄に1桁目がU,W,Xの３桁の識別記号が記載）は2011年基準適合車として取り扱う。[http://www.mlit.go.jp/common/000191940.pdf]





第１次基準値適合機械





第２次基準値適合機械





第３次基準値適合機械



第3次基準値適合機械



オフロード法基準適合車両（2006年基準）
第3次基準値適合機械と同等として扱う





オフロード法基準適合車両（2006年基準）と同等
第3次基準値適合機械と同等として扱う



オフロード法基準適合車両
（2011年基準）



オフロード法基準適合車両
（2011年基準）と同等と取り扱う

（５）低騒音型建設機械

建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（昭和51年3月制定、最終改正昭和62年3月大臣官房技術参事官通達）により、騒音防止対策のため低騒音型建設機械の使用の原則が示されている。

「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成9年7月31日建設省告示第1536号最終改正平成12年12月22日）」により国土交通省が定めた騒音基準値を満たしたとして指定された建設機械のことをいう。

（平成9年(97年)より以前の騒音基準値（'89）に基づき指定された低騒音型建設機械については、低騒音型建設機械とはみなさないので注意すること）

なお、低騒音型建設機械として指定されている型式の一覧は国土交通省のホームページに掲載されているので、そちらも参考とされたい。

[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kensetsusekou/kensetsusekou.htm]





低騒音型建設機械とはみなさない





低騒音型建設機械として取り扱う

（６）保有区分

調査対象機械が「損料」か「賃料」のどちらに該当するか区分する。

【損料】
当該工事で使用する機械が購入（自社持）した場合若しくは、自社で維持修理・管理するリース契約により調達する場合は「損料」とする。
（リース契約）
工事に係わらず機械設備を導入しようとするとき、リース会社が代わりにその機械設備を購入し、ユーザー（企業）に賃貸することで、以下の特徴がある。
・１物件を１ユーザーが利用する
・契約期間が長期
・保守修繕は賃借人（ユーザー）が行う
・中途解約ができない（中途解約の場合違約金が発生する）
＜具体例＞
・元請または、作業を請負った下請が所有するクローラクレーンやラフテレーンクレーンを使用する場合（オペと作業する手は所属する会社が同じ場合が多い）。

【賃料】
当該工事で当該機械設備をレンタル契約により調達する場合は「賃料」とする。
（レンタル契約）
工事単位で必要に応じて機械設備を調達しようとするとき、レンタル会社が既に所有しているものをユーザー（企業）に賃貸することで、以下の特徴がある。
・１物件を不特定多数のユーザーが利用する
・契約期間が比較的短期（日や月単位）
・保守修繕は賃貸人（レンタル会社）が行う
・中途解約ができる
＜具体例＞
・元請や下請がレンタル会社からクレーン・発電機等をレンタルする場合。
・元請や下請が重機専門会社からオペ付きでクレーン等をレンタルする場合（オペと作業する手は所属会社が異なる）。重機専門会社との契約は通常、常用（1日いくら）契約であり、レンタルに該当する。

５．職　種

作業員の職種は、各調査要領の職種別作業内容表を表－１に示すものとする。

なお、同じ作業員が職種の異なる作業を行った場合でも、同じ作業員の日々に作業内容を記入するものとする。

６．建設機械等の運転労務

建設機械の運転労務（オペレータ等）にかかる職種、運転日数等の調査はそれ自体、独自で調査を実施しているが、各調査票では機械付運転手等を記入するものとする。

７．個人情報の取り扱い

調査の実施に当たり収集する個人情報等は、別紙の「新技術歩掛動向調査の実施に係る個人情報保護方針」により取り扱うものとする。

また、別途調査要領において、施工計画書の提出を求めている場合は、施工計画書より、個人情報に相当する情報を削除して提出するものとする。

表－１　職種の説明

職　　種	定　　義　・　作　　業　　内　　容
特　殊　作　業　員	①　相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に揚げる作業について主体的義務を行うもの ａ．　軽機械（道路交通法第84条に規定する運転免許ならびに労働安全衛生法第61条第１項に規定する免許、資格および技能講習の修了を必要とせず、運転および操作に比較的熟練を要しないもの）を運転または操作して行う次の作業 イ．機械重量３ｔ未満のブルドーザ・トラクタ（クローラ型）・バックホウ（クローラ型）・トラクタショベル（クローラ型）・レーキドーザ・タイヤドーザ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 ロ．吊り上げ重量１ｔ未満のクローラクレーン、吊り上げ重量５ｔ未満のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 ハ．機械重量３ｔ未満の振動ローラ（自走式）、ランマ、タンパ等を運転または操作して行う土砂等の締固め ニ．可搬式ミキサ、バイブレータ等を運転または操作して行うコンクリートの練上げ及び打設 ホ．ピッグブレーカ等を運転または操作して行うコンクリート、舗装等のとりこわし ヘ．動力式草刈機を運転または操作して行う機械除草 ト．ポンプ、コンプレッサ、発動発電機等の運転または操作 ｂ．　人力による合材の敷均し及び舗装面の仕上げ ｃ．　ダム工事において、グリズリホッパ、トリッパ付ベルトコンベア、骨材洗浄設備、振動スクリーン、二次・三次破砕設備、製砂設備、骨材運搬設備（調整ビン機械室）を運転または操作して行う骨材の製造、貯蔵または運搬 ｄ．　コンクリートポンプ車の筒先作業 ②　その他、相当程度の技能及び高度の肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる主体的業務を行うもの
普　通　作　業　員	①　普通の技能および肉体的条件を有し、主として次に揚げる作業を行うもの ａ．　人力による土砂等の掘削、積込み、運搬、敷均し等 ｂ．　人力による資材等の積込み、運搬、片付け等 ｃ．　人力による小規模な作業（たとえば、標識、境界ぐい等の設置） ｄ．　人力による芝はり作業（公園等の苑地を築造する工事における芝はり作業について主体的業務を行うものを除く） ｅ．　人力による除草 ｆ．　ダム工事での骨材の製造、貯蔵または運搬における人力による木根、不良鉱物等の除去 ②　その他、普通の技能および肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる補助的義務を行うもの
軽　作　業　員	①　主として人力による軽易な次の作業を行うもの ａ．　軽易な清掃または後片付け ｂ．　公園等における草むしり ｃ．　軽易な散水 ｄ．　現場内の軽易な小運搬 ｅ．　準備測量、出来高管理等の手伝い ｆ．　仮設物、安全施設等の小物の設置または撤去 ｇ．　品質管理のための試験等の手伝い ②　その他、各種作業において主として人力による軽易な補助作業を行うもの
造　園　工	造園工事における相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの ①　樹木の植栽または維持管理 ②　公園、庭園、緑地等の苑地を築造する工事における次の作業 ａ．　芝等の地被類の植付け ｂ．　景石の据付け ｃ．　地ごしらえ ｄ．　園路または広場の築造 ｅ．　池または流れの築造 ｆ．　公園設備の設置

職種	定義・作業内容
法面工	法面工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの ａ．　モルタルコンクリート吹付機または種子吹付機の運転 ｂ．　高所・急勾配法面における、ピックハンマ、ブレーカによる法面整形または金網・鉄筋張り作業 ｃ．　モルタルコンクリート吹付け、種子吹付け等の法面仕上げ
とび工	高所・中空における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの ａ．　足場または支保工の組立、解体等（コンクリート橋または鋼橋の桁架設に係るものを除く） ｂ．　木橋の架設等 ｃ．　杭、矢板等の打込みまたは引抜き（杭打機の運転を除く。） ｄ．　仮設用エレベータ、杭打機、ウインチ、索道等の組立、据付、解体等 ｅ．　重量物（大型ブロック、大型覆工板等）の捲揚げ、据付け等（クレーンの運転を除く） ｆ．　鉄骨材の捲揚げ（クレーンの運転を除く）
石工	石材の加工等について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの ａ．　石材の加工 ｂ．　石積みまたは石張り ｃ．　構造物表面のはつり仕上げ
ブロック工	ブロック工事について相当程度の技能を有し、積ブロック、張ブロック、連節ブロック、舗装用平板等の積上げ、布設等の作業について主体的業務を行うもの（建築ブロック工に該当するものを除く）
電工	電気工事について相当程度の技能および必要な資格を有し、建物ならびに屋外における、受電設備、変電設備、配電線路、電力設備、発電設備、通信設備等の工事に関する、主として次に掲げる作業ついて主体的業務を行うもの ａ．　配線器具、照明器具、発電機、通信機器、盤類等の取付け、据付けまたは撤去 ｂ．　電線、電線管等の取付け、据付けまたは撤去 「必要な資格を有し」とは、電気工事士法第３条に規定する以下の４つの資格のいずれかの免状または認定証の交付を受けていることをいう。 ①　第１種電気工事士 ②　第２種電気工事士 ③　認定電気工事従事者 ④　特殊電気工事資格者
鉄筋工	鉄筋の加工組立について相当程度の技能を有し、鉄筋コンクリート工事における鉄筋の切断、屈曲、成型、組立、結束等について主体的業務を行うもの
鉄骨工	鉄骨の組立について相当程度の技能を有し、鉄塔、鉄柱、高層建築物等の建設における鉄骨の組立、Ｈ．Ｔ．ボルト締めまたは建方及び建方相番作業について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものおよび鋼橋の桁架設における作業、鉄骨の組立に必要な足場もしくは支保工の組立、解体等または鉄骨材の捲揚げ作業に従事するものを除く）
塗装工	塗装作業について相当程度の技能を有し、塗料、仕上塗材、塗り床等の塗装材料を用い、各種工法による塗装作業（塗装のための下地処理を含む）について主体的業務を行うもの（塗装作業上必要となる足場の組立または解体に従事するものおよび橋りょう塗装工に該当するものを除く）
溶接工	溶接作業について相当程度の技能を有し、酸素、アセチレンガス、水素ガス、電気その他の方法により、鋼杭、鋼矢板、鋼管、鉄筋等の溶接（ガス圧接を含む）または切断について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものを除く）

職　　種	定　　義　・　作　　業　　内　　容
運転手（特殊）	重機械（主として道路交通法第84条に規定する大型特殊免許または労働安全衛生法第61条第１項に規定する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とし、運転および操作に熟練を要するもの）の運転および操作について、相当程度の技能を有し、主として重機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの ａ．　機械重量３ｔ以上のブルドーザ・トラクタ・パワーショベル・バックホウ・クラムシェル・ドラグライン・ローディングショベル・トラクタショベル・レーキドーザ・タイヤドーザ・スクレープドーザ・スクレーパ・モータスクレーパ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 ｂ．　吊り上げ重量１ｔ以上のクレーン装置付トラック・クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン、吊上げ重量５ｔ以上のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 ｃ．　ロードローラ、タイヤローラ、機械重量３ｔ以上の振動ローラ（自走式）、スタビライザ、モータグレーダ等を運転または操作して行う土砂等のかきならしまたは締固め d.　コンクリートフィニッシャ、アスファルトフィニッシャ等を運転または操作して行う路面等の舗装 e.　杭打機を運転または操作して行う杭、矢板等の打込みまたは引抜き f.　路面清掃車（３輪式）、除雪車等の運転または操作 g.　コンクリートポンプ車の運転または操作（筒先作業は除く）
運転手（一般）	道路交通法第84条に規定する運転免許（大型免許、普通免許等）を有し、主として機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの ａ．　資機材の運搬のための貨物自動車の運転 ｂ．　もっぱら路上を運行して作業を行う散水車、ガードレール清掃車等の運転 ｃ．　機械重量３ｔ未満のトラクタ（ホイール型）・トラクタショベル（ホイール型）・バックホウ（ホイール型）等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 d.　吊り上げ重量１ｔ未満のホイールクレーン・クレーン装置付トラック等を運転または操作して行う資材等の運搬 e.　アスファルトディストリビュータを運転または操作して行う乳剤の散布 f.　路面清掃車（４輪式）の運転または操作
潜　か　ん　工	加圧された密室内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、潜かんまたはシールド（圧気）内において土砂の掘削、運搬等の作業を行うもの
潜かん世話役	加圧された密室内における作業について相当程度の技術を有し、潜かん工事またはシールド工事（圧気）についてもっぱら指導的な業務を行うもの
さ　く　岩　工	岩掘削作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、爆薬およびさく岩機を使用する岩石の爆破掘削作業（坑内作業を除く）について主体的業務を行うもの
トンネル特殊工	坑内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの ａ．　ダイナマイトおよびさく岩機を使用する爆破掘削 ｂ．　支保工の建込、維持、点検等 ｃ．　アーチ部、側壁部およびインバートのコンクリート打設等 ｄ．　ずり積込機、バッテリカー、機関車等の運転等 ｅ．　アーチ部および側壁部型わくの組立、取付け、除去等 ｆ．　シールド工事（圧気を除く）における各種作業
トンネル作業員	坑内における作業について普通の技能および肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として人力による次に掲げる作業を行うもの ａ．　各種作業について補助的業務 ｂ．　人力による資材運搬等 ｃ．　シールド工事（圧気を除く）における各種作業についての補助的業務

職種	定義・作業内容
トンネル世話役	トンネル坑内における作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの
橋りょう特殊工	橋りょう関係の作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業（工場製作に係るものおよび工場内における仮組立に係るものを除く）について主体的業務を行うもの ａ．　ＰＣ橋の製作のうち、グラウト、シースおよびケーブルの組立、緊張、横締め等 ｂ．　コンクリート橋または鋼橋の桁架設および桁架設用仮設備の組立、解体、移動等 ｃ．　コンクリート橋または鋼橋の桁架設に伴う足場、支保工等の組立、解体等
橋りょう塗装工	橋りょう等の塗装作業について相当程度の技能を有し、橋りょう、水門扉等の塗装、ケレン作業等（工場内を含む）について主体的業務を行うもの
橋りょう世話役	橋りょう関係作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（工場内作業を除く）
土木一般世話役	土木工事および重機械の運転または操作について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの （潜かん世話役、トンネル世話役または橋りょう世話役に該当するものを除く）
高級船員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を除く）の各部門の長または総括責任者をいい、次に掲げる職名を標準とする。 船長、機関長、操業長等（各会社が俗称として使用している水夫長、甲板長等を除く） （以下の水面は海面に含める。（普通船員、潜水士、潜水連絡員および潜水送気員についても同様） ①　海岸法第３条により指定された海岸保全区域内の水面 ②　漁港法第５条により指定された漁港の区域内の水面 ③　港湾法第４条により認可を受けた港湾区域内の水面）
普通船員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船等を含む。）の船員で、高級船員以外のもの
潜水士	潜水士免許を有し、海中の建設工事等のため、潜水器を用いかつ空気圧縮機による送気を受けて海面下で作業を行うもの （潜水器（潜水服、靴、カブト、ホース等）の損料を含む。） 「潜水士免許」とは、労働安全衛生法第６１条に規定する免許のことをいう。
潜水連絡員	潜水士との連絡等を行うもので次に掲げる業務等を行うもの ａ．　潜水士と連絡して、潜降および浮上を適正に行わせる業務 ｂ．　潜水送気員と連絡し、所要の送気を行わせる業務 ｃ．　送気設備の故障等により危害のおそれがあるとき直ちに潜水士に連絡する業務
潜水送気員	潜水士への送気の調節を行うための弁またはコックを操作する業務等を行うもの
山林砂防工	山林砂防工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、山地治山砂防事業（主として山間遠かく地の急傾斜地または狭隘な谷間における作業）に従事し、主として次に掲げる作業を行うもの ａ．　人力による崩壊地の法切、階段切付け、土石の掘削・運搬、構造物の築造等 ｂ．　人力による資材の積込み、運搬、片付け等 ｃ．　簡易な索道、足場等の組立、架設、撤去等 ｄ．　その他各作業について必要とされている関連業務

職種	定義・作業内容
軌道工	軌道工事および軌道保守について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的な業務を行うもの ａ．　軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用してレールの軌間、高低、通り、平面性等を限度内に修正保守する作業 ｂ．　新線建設等において、レール、マクラギ、バラスト等を運搬配列して、軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用して軌道を構築する作業
型わく工	木工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの ａ．　木製型わく（メタルフォームを含む。）の製作、組立、取付け、解体等（坑内作業を除く） ｂ．　木杭、木橋等の仕拵え等
大工	大工工事について相当程度の技能を有し、家屋等の築造、屋内における造作等の作業について主体的業務を行うもの
左官	左官工事について相当程度の技能を有し、土、モルタル、プラスター、漆喰、人造石等の壁材料を用いての壁塗り、吹き付け等の作業について主体的業務を行うもの
配管工	配管工事について相当程度の技能を有し、建物ならびに屋外における給排水、冷暖房、給気、給湯、換気等の設備工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの ａ．　配管ならびに管の撤去 ｂ．　金属・非金属製品（管等）の加工および装着 ｃ．　電触防護
はつり工	はつり作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの ａ．　コンクリート、石れんが、タイル等の建築物壁面のはつり取り（はつり仕上げを除く。） ｂ．　床または壁の穴あけ
防水工	防水工事について相当程度の技能を有し、アスファルト、シート、セメント系材料、塗膜、シーリング材等による屋内、屋外、屋根または地下の床、壁等の防水作業について主体的業務を行うもの
板金工	板金作業について相当程度の技能を有し、金属薄板の切断、屈曲、成型、接合等の加工および組立・取付作業ならびに金属薄板による屋根ふき作業について主体的業務を行うもの（ダクト工に該当するものを除く）
タイル工	タイル工事について相当程度の技能を有し、外壁、内壁、床等の表面のタイル張付けまたは目地塗の作業について主体的業務を行うもの
サッシ工	サッシ工事について相当程度の技能を有し、金属製建具の取付作業について主体的業務を行うもの
屋根ふき工	屋根ふき作業について相当程度の技能を有し、瓦ふき、ストレートふき、土居ぶき等の屋根ふき作業またはふきかえ作業について主体的業務を行うもの（板金工に該当するものを除く）
内装工	内装工事について相当程度の技能を有し、ビニル床タイル、ビニル床シート、カーペット、フローリング、壁紙、せっこうボードその他ボード等の内装材料を床、壁もしくは天井に張り付ける作業またはブラインド、カーテンレール等を取り付ける作業について主体的業務を行うもの
ガラス工	ガラス工事について相当程度の技能を有し、各種建具のガラスはめ込み作業について主体的業務を行うもの
建具工	建具工事について相当程度の技能を有し、戸、窓、枠等の木製建具の製作・加工及び取付作業に従事するもの

職　　種	定　　義　　・　　作　　業　　内　　容
ダ　ク　ト　工	ダクト工事について相当程度の技能を有し、金属・非金属の薄板を加工し、通風ダクトの製作および取付作業に従事するもの （板金工に該当するものを除く）
保　　温　　工	保温工事について相当程度の技能を有し、建築設備の機器、配管及びダクトに保温（保冷、防露、断熱等を含む。）材を装着する作業に従事するもの
建築ブロック工	建築ブロック工事について相当程度の技能を有し、建築物の躯体および帳壁の築造または改修のために、空洞コンクリートブロック、レンガ等の積上げおよび目地塗作業に従事するもの （ブロック工に該当するものは除く）
設　備　機　械　工	機械設備工事について相当程度の技能を有し、冷凍機、送風機、ボイラー、ポンプ、エレベータ等の大型重量機の据付け、調整または撤去作業について主体的業務を行うもの
交　通　誘　導　員　Ａ	警備業者の警備員（警備業法第２条第４項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第１条第４号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員
交　通　誘　導　員　Ｂ	警備業者の警備員で、交通誘導員Ａ以外の交通の誘導に従事するもの

新技術歩掛動向調査の実施に係る個人情報保護方針

1. 本方針について
・本方針は、国土交通省中国地方整備局が実施する新技術歩掛動向調査（以下。「本調査」といいます）に伴い、取得した調査担当者の個人情報の取り扱い方針を定めるものです。

２．用語の意味について
・本方針において、「個人情報」、「個人データ」、「保有個人データ」は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（以下「行政機関等個人情報保護法」といいます）第２条各号に定める意味を有します。

3. 個人情報の収集について
・本調査の実施にあたり、調査票において、以下のような調査担当者に関する情報を収集します。
① 氏名
② 勤務先（名称、所属、電話番号、ＦＡＸ番号、メールアドレス）

4. 利用目的について
・本調査の実施により取得した調査担当者の個人情報は、次の目的（以下「利用目的」といいます）に限って利用いたします。
①新技術暫定歩掛活用工事における施工実態の把握
②新技術暫定歩掛活用工事における施工実態の把握に必要となる事項についての調査担当者へのお問い合わせ

5. 個人情報等の取り扱いについて
・本調査の実施により取得した個人情報は、行政機関等個人情報保護法に従い取り扱います。

・　国土交通省中国地方整備局は、新技術暫定歩掛活用工事における施工実態の把握を行うにあたり、必要となる業務を外部関係者（以下「受注者」といいます）に委託する場合があります。
　この場合、国土交通省中国地方整備局は、利用目的の達成に必要な範囲で、調査担当者の個人データを受注者に提供します。
　提供した個人データは、受注者において管理されることとなります。
　受注者は、業務の履行に際し、施工実態の把握に必要となる事項について、調査担当者への問い合わせを行います。
　この時、提供した個人データを利用します。国土交通省では、受注者に対し、委託業務の遂行に関して知り得た秘密を漏らさないことについて、委託契約書によって義務づけます。
　受注者は、委託契約書及び「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、提供した個人情報を取り扱います。
①国土交通省から受注者に提供する個人データは、[3. 個人情報の収集について]と同じです。
②受注者に提供する目的は、[4. 利用目的について]と同じです。

6. 安全確保の措置
・収集した情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他収集した情報の適切な管理のために必要な措置を講じます。

7. その他
・本調査における**個人情報の取り扱いに関する苦情、お問い合わせ、確認等**につきましては、下記窓口までお願い致します。

【窓口】 〒730－8530　広島市中区上八丁堀6－30
国土交通省　中国地方整備局　企画部　施工企画課　施工係
Tel　082(221)9231 ／ Fax　082(511)6359

平　成　２　５　年　度

新 技 術 歩 掛 調 査 表 記 入 要 領

【ブロックマット工法】

◆本調査表に関する問い合わせ先

問い合わせ先　：　〒730－8530
広島県広島市中区上八丁堀 6 番 30 号
機　関　名　：　国土交通省　中国地方整備局　企画部　施工企画課　施工係
電 話 番 号　：　082－221－9231

国　　土　　交　　通　　省

中国地方整備局　企画部　施工企画課

平 成 ２ ５ 年 度
【ブロックマット工法】
新 技 術 歩 掛 動 向 調 査 表 記 入 要 領

目　　次

１．新技術歩掛動向調査 調査表記入要領……２

２．調 査 表 の 提 出……６

３．調査表に関する問い合わせ先……６

参　　考……７

１．新技術歩掛動向調査 調査表記入要領

本項は、新技術歩掛動向調査に関する記入要領とする。
調査表の記入は　色の部分についてのみ記入する。
記入フォントは、英数カタカナは“半角”　漢字、ひらがなは“全角”とする。
ただし、機械型式等はこれによらない。

発注者用

＊　資料番号

記入しない。

①　発注機関名

：発注機関名（事務所名等まで）を記入する。

②　工事件名

：対象工事の工事名称を記入する。

③　施工場所

：対象工事の施工場所（市区町村名または地先名まで）を記入する。
なお、施工箇所が複数の場合は代表地名とする。

④　担当者名

：対象工事（または工種）の内容に精通している主任監督員もしくは監督員等が担当することとし、記入する。

⑤　工期

：対象工事の工期を記入する。

⑥　落札率等

：対象工事の落札率（％）を記入する。
対象工事が調査基準価格を下回っているか否か、YES または NO を記入する。

⑦　施工状況評価

：各工種完了時における施工状況について、a. ～e. の5段階にて評価を記載する。

a.（適切である）
b.（ほぼ適切である）
c.（他の評価に該当しない）
d.（やや不適切である）
e.（不適切である）

なお、d, eについては、改善指示等があれば具体的な指示内容を記載する。
また、歩掛に影響があるような創意工夫内容及び、総合評価技術提案の提案内容について簡潔（箇条書き）に記載する。
評価にあたり、国土交通省「地方整備局工事成績評定実施要領」を使用または参考としてい

る場合は、同要領の「考査項目別運用表」を参考とする。

なお、記載内容について不明な点または、詳細内容の確認の必要がある場合は、メール等にて確認することがある。

受注者用

① 会社名

：元請会社名を記入する。

② 記入者名

：調査表記担当者の名前を記入する。

③ 電話番号

：調査表記入担当者の後日問い合わせ用の連絡先（電話番号）を記入する。

④ ＦＡＸ

：調査表記入担当者の後日問い合わせ用の連絡先（FAX 番号）を記入する。

⑤ Ｅメール

：調査表記入担当者の後日問い合わせ用の連絡先（メールアドレス）を記入する。

なお、記載内容について不明な点または、詳細内容の確認の必要がある場合は、メール等にて確認することがある。

調査内容は、工事ではなく工法であることを注意のうえ以下のとおりとする。

◎調査表入力の注意事項（P7 を参照）
調査表の入力前に必ず一読のこと。

１．施工概要

調査対象工法の施工数量について記入する。

なお、詳細については、各工法調査表による。

１－①施工数量

ブロックマット工法を使用した施工総数量及び使用した新技術名について記入する。

１－②施工条件

施工延長や法面勾配などの施工条件について記入する。

１－③施工障害の有無（特殊な現場条件）

施工障害（特殊な現場条件）については該当する項目がある場合は、“○”を選択する。なお、具体的な内容は必ず記入する。

１－④施工期間及び施工日数

施工期間は、当該工法全体を通じた休日等も含む期間とし、当該工法の作業が不連続となる場合は、当該工法開始日から最終日までを記入する。

施工日数は、当該工法の施工において工事現場の休日、中止、中断等を除く実際に作業を行った日数を記入する。

１－⑤施工時間帯

当該工法を施工する標準（平均）的な1日のうち、当該工法の施工時間帯を記入する。

２．使用機械・機器等

対象工法に使用した主要・補助機械及び雑器具等全てについて記入する。項目は以下の通りとする。

- 機械番号（同一規格機械を複数台使用した場合でも、作業区分毎に記入する。）
- 機械等名 （標準的な名称とする。）
- 規　格
- メーカー名（メーカー名の“㈱”は省略する。）
- 型　式
- 排出ガス対策型（該当項目から選択とする。）※（注）－2～4 参照
- 保有区分（該当項目から選択とする。）※（注）―6 参照
- 低騒音型建設機械（該当項目から選択とする。）※（注）―5参照
- 供用日数（当該工種において、現場に存在した延べ日数）
- 総運転日数（当該工種において、運転時間の多少に関わらず機械が稼働した延べ日数）
- 総運転時間（当該工種において、機械が稼働した延べ時間）
- 日当り運転時間（自動計算により入力不要）

３．歩掛等

当該工法における歩掛について記入する。

全般として、当該工法の「総施工日数」（当該作業の休日、中止、集団等は除く）及び「出来形数量」を記載する。

歩掛については、工事施工中における標準的な任意の3日間（不連続でも可）を１日平均換算した日当り施工量、日当り施工時間（当該工法の準備・後片付けを含み、休息時間等は除く）、労務編成等について記入するものとし、作業が3日に満たない場合は、3日以内の各数量等を1日平均換算し記入する。複数の班により施工されている場合は、標準的なひとつの班を選定して記入する。

なお、施工単位がサイクル・本当りなど日当り以外の場合は、各工法調査表によるものとする。

「機械」は、「2．使用機械、機器等」記入機械等と番号等の整合を図り、運転時間は、機械

の運転準備、片付けを含み、休憩時間を除くものとする。

「労務」は、作業員毎に記入するものとし、各作業員の具体的な作業内容及び作業時間を記入する。

ただし、ダンプトラックやバックホウ等の建設機械の運転手（特殊運転手、一般運転手）については、建設機械の運転に含まれるものとして労務編成人員に計上しない。（タンパ、ランマ、ハンドガイドローラなどの作業機械に関わる労務編成人員は計上する）

なお、作業員の職種定義については別表－1「職種の説明」を参照する。※（注）－7～12 参照

４．材料等

当該工法において作業区分毎に使用された材料全てについて個々の設計数量及び使用（出来形）数量を記入する。

２．調 査 表 の 提 出

中国地方整備局の事務所等の調査担当者は、調査対象工法が終了後、調査表の記入漏れがないかどうかチェックを行った後、企画部　施工企画課　施工係へ送付するものとする。

１．調査表提出形態

調査表は、電子データ（オリジナルデータとし、PDFは不可）での提出を原則とする。

２．提出データファイル名

電子データのファイル名は、「【ブロックマット工法】_事務所名_工事名」とする。

〈 例 〉

提出データファイル名：【ブロックマット工法】_○○河川国道事務所_○○護岸工事

３．調査表に関する問い合わせ先

本調査表に関して記入方法で不明・質問のある場合の問い合わせ先は下記のとおりである。

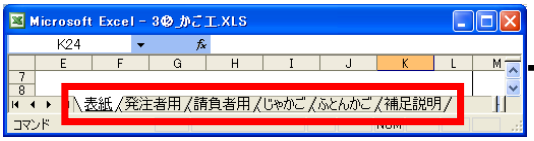
問い合わせ先	：	〒730-8530　広島県広島市中区上八丁堀 6-30
機　関　名	：	国土交通省　中国地方整備局　企画部　施工企画課　施工係
電 話 番 号	：	082－221－9231（代表）

調査表入力の注意事項　　※入力前に必ずお読みください。

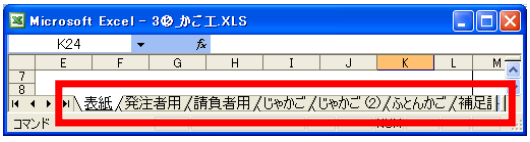
1. 入力シートの追加・削除やシート名の変更は行わないでください。

注：同じ工種が複数ある場合は入力シートを追加せず、ファイルごと
コピーし、ファイル名に「-1、-2」などの枝番号を付けてください。
なお、コピーしたファイルには記載できなかった内容のみ入力すること。

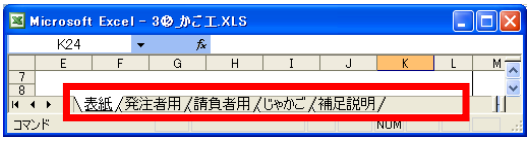
参考例



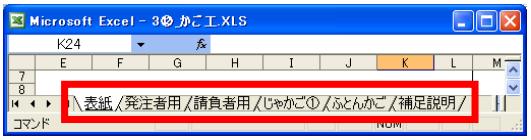
元データ



①「じゃかご(2)」シートが追加されている ×NG



②「ふとんかご」シートが削除されている ×NG



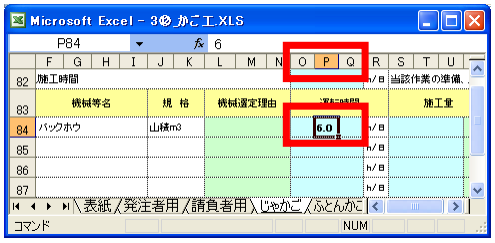
③「じゃかご」のシート名が変更されている ×NG

2. セル結合の変更(結合、分解)は行わないでください。

参考例



元データ

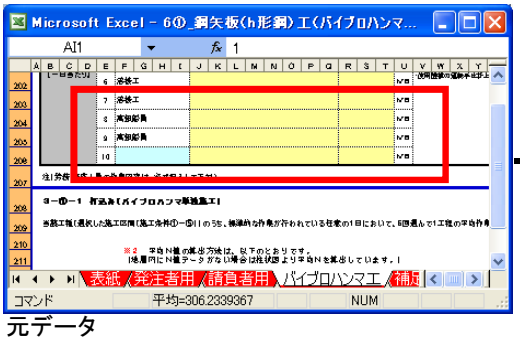


セル(O,P,Q列)の分解を行っている ×NG

3. 入力行の追加・削除は行わないでください。

注：入力する行が足りない場合は行を追加せず、ファイルごとコピーし、
ファイル名に「-1、-2」などの枝番号を付けてください。
なお、コピーしたファイルには記載できなかった内容のみ入力すること。

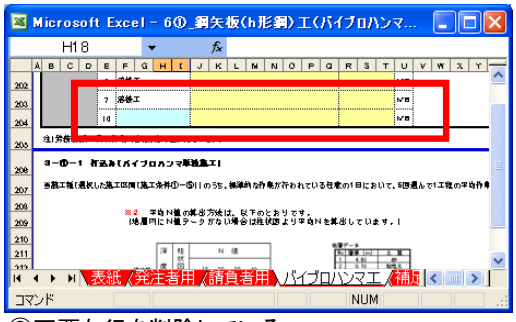
参考例



元データ



①入力内容が多く、行を追加している ×NG



②不要な行を削除している ×NG

4. 使用するExcelのバージョンについて

原則として調査表の作成には**Excel2000、2002、2003**を使用してください。
(やむをえず**Excel2007**を使用して調査表を作成した場合、保存の形式を**「Excel97-2003ﾌﾞｯｸ(*.xls)」**を指定してください。
特にWindows VistaまたはWindows 7をご使用の方はご注意ください。)